

愛知県立岡崎工科高等学校定時制課程の生活

目標

社会人としての基本を身につけ、社会で活躍できる人物となること。

＜それを実現するために大切なこと＞

- 基本的生活習慣を身につけること。
- 感謝の気持ちを持ち、他人に迷惑をかけないこと。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」を素直に言えること。
- 同じ過ちをしないこと。

○具体的方策（3つの大きな柱）

1 生活習慣指導

（1）暴力、いじめの撲滅。

- ・暴力、いじめについては、いかなる理由があろうとも認めない。

（2）欠席・遅刻・早退をしない。

- ・17時15分以降の遅刻者は「遅刻記録」「遅刻届」を職員室で記入し、「遅刻届」を教室へ持参する。※6回目以降は指導対象となる。
- ・早退者は「早退届」を職員室で記入し、教科担任の許可を受けてから帰宅する。

（3）授業規律を守る。

- ①教科担任の指導に従い、私語を慎み、指定された席で静かに授業に臨む。
- ②授業に必要な物（ゲーム機、音楽端末等）を授業中に使用しない。
- ③スマートフォン（携帯電話）等は校内では使用しない。
 - ・機器は始業のST前に教室の金庫にしまい、帰りのST後に持ち帰る。
 - ・遅刻者は、登校したら「遅刻届」を記入して職員室に機器を預ける。
 - ・やむを得ず使用する場合は、教員の許可を取り使用する。
 - ・始業のSTから帰りのST後までに、機器の所持が発覚した場合は原則として、保護者等に連絡をし、保護者等に機器を取りに来てもらうこととする。

2 身だしなみ（服装・頭髪など）指導

（1）決められた服装で学校生活を送る。

- ・下着や靴下等に規定はない。
- ・Yシャツは白の無地のものを着用する。
（本校指定のものでなくてもよい。）
- ・ブレザーを着用するときは、ネクタイを着用する。
- ・半袖は、Yシャツまたは開襟シャツを着用する。
- ・ズボンは本校指定のスラックスを着用する。

- ・自分の体調や気温に合わせて、夏服、冬服を選び正しく着用する。
- ・装飾品は禁止にしない。ただし、制服から出ないようにする。
- ・防寒具については、以下のとおりとする。

- ①ブレザーの下には、フード付きの衣類は着用しない。
- ②セーター等を着用するときは、ネクタイの見えるVネックを着用する。
- ③セーター等を着用するときは、必ずブレザーを着用する。
- ④防寒具の上着、手袋、マフラーやネックウォーマー等に規定はない。
- ⑤防寒具は教室で着脱し、始業のST前に脱ぎ、帰りのST後に着用する。

(2) 正しい身だしなみをする。

- ・前髪は目に、横髪は耳に、後ろ髪は肩にかからないようにする。かかる場合は、ピンで留めるか、ゴムで縛るようにする。
- ・染色、脱色、パーマ等髪への加工は禁止する。また、極度の変形した髪型も禁止とする。
- ・ひげを伸ばさない。
- ・過度なメイクは禁止とする。

※定期的に、全校で身だしなみ指導を行う。

3 交通安全指導

- (1) 交通ルール&マナーを徹底する。
- (2) 通学手段を遵守する。
- (3) 本校の交通安全の規則を守る。(別紙 交通安全教育資料 参照)

※法律、本校の校規校則、本校職員の指導に従えない場合には、特別指導の措置をとる。それでも改善されない場合は、進路変更をしていただきます。

基本的な生活習慣を身につけ、法律・校規校則を守り、誰もが心地よい学校生活を送れるように心がけよう。

<校則の見直しの手続きについて>

- 1 職員・生徒会・PTA等の意見
- 2 生徒指導部で検討
- 3 生徒指導部から職員に提案・相談
- 4 意見を集約し生徒指導部で仮設定
- 5 職員会議に提案
- 6 生徒、保護者に提示し意見受付期間を設ける
※検討すべき意見が出た場合は4から再検討
- 7 実施または試行